

通告1番、6番議員、細田勝治君。

6 番 皆さんおはようございます。通告1番、6番議員、細田勝治です。

通告に従いまして、1、大規模な自然災害に対する町の減災への対応策を問う。その1として土砂災害への対応。その2として、木造住宅耐震化の進捗状況と防災訓練の成果は。そして二つ目、深刻化する子どもの貧困率に対する町の対応策を問う。と題しまして質問をいたします。

それでは大規模な自然災害に対する対応策からお伺いしてまいります。

大規模な自然災害には、圧倒的な破壊力がございます。しばしば、想定外の被害が発生しています。幸いなことに大井町では、大きな災害は発生しておりません。しかしこのときこそ気を引き締める時期ではないかと思われます。10月には、大井小学校体育館において、5回目の広域避難所宿泊訓練が行われました。多くの収穫や、また課題が見出されたかと思われますが、いつ発生するかわからない大規模な自然災害について、改めて町の防災減災対策をお伺いいたします。

最初に大井町の土砂災害への対応についてお伺いいたします。昨年度末に大井町では土砂災害防止法による、土石流の指定がなされました。この土砂災害防止法は、土石流のおそれのある地域の危険を告知するものです。土砂災害防止法によって、相和地区を中心に土石流、危険急傾斜地、地すべりの3種類について15カ所が指定されました。町では早速今回の指定を受けて相和地区を対象として、訓練を実施しております。

問題は、大型台風あるいは豪雨の際の避難です。土砂災害が河川の氾濫等の被害が想定されますと、国が定める避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラインでは、雨量との客観的な基準をもとにして、自治体に対して避難勧告指示を発令するように求めています。しかし、土砂災害の危険箇所がある町内31市町村のうち大井町を含めて、6市町村が避難勧告指示の基準を策定しておりません。今までに大きな災害がなく、避難の必要性の認識が薄かったなどのいろいろな釈明があるかもしれませんが、自治体の避難判断のおくれが、被害拡大につながったとされる伊豆大島、あるいは広島市の土石流災害等が現実の姿です。自治体によって、避難の空振りを懸念する場合もあろうかと思いますが、空振りをおそれない発令こそが、安全の鉄則の原点であります。町民の命にかかわる問題であり、減災の立場からも、まず町は避難勧告等の基準を策定することが全ての前提であると考えます。なぜ、避難勧告等の基準が策定されないのでしょうか。

また、この基準の策定について町はどのようにお考えなのかお伺い

たします。

２点目は、木造住宅耐震化の進捗状況です。

２０年前の阪神大震災犠牲者のうち、多くが新耐震基準を満たされない住宅の倒壊による圧死であったと言われております。そのために阪神大震災の教訓によって耐震改修促進法が制定されたいきさつがあります。

大震災での旧木造建築物耐震化の問題は、大井町でも大きな課題です。各自治体は、耐震改修計画を定め、新耐震基準の木造建築物を今年度中に90％へ引き上げる計画になっております。その進捗状況によれば90％の達成が見込まれるのは、神奈川県では、川崎市、大和市、海老名市の３市しかございません。大井町は、残念ながら達成見込みのないことです。

大井町では平成25年度以後、建築物耐震化促進事業として補助金を予算計上しておりますが、耐震診断費、耐震改修費とも決算を見ますとほとんど活用されていない状況です。目標である耐震化率、90％を達成のためには行政の取り組みが不可欠であると考えますが、町としては達成が困難である理由をどのように分析されているのでしょうか、そして、今後どのような、策をうっていくのか町のお考えを伺います。

次に深刻化する子どもの貧困率への対応策をお伺いします。

４月１日現在の総務省の人口推計によりますと、14歳以下の子どもの数は、34年連続で減少しております。さらに総人口に占める子どもの割合は12.7％で、これは41年連続で、過去最低の数字を示しております。このように子どもの数が減少する一方で、子どもの貧困が深刻な問題になっております。

子どもの貧困率は、平均的な所得の半分以下で暮らす18歳未満の子どもの割合を示しますが、平成24年度の資料では122万円以下の年収になります。厚労省が昨年７月に発表した子どもの貧困率は16.3％、過去最悪の状況にあります。数値として捉えられる生活保護世帯の生徒、この進学率も見ても県下の数字でございますが、高校への進学率90.8％、大学、短大への進学率は、19.2％などと一般家庭を大きく下回っております。また高校卒業後の就職率を見ましても、46.3％にすぎません。このように家庭の経済状況が子どもの進路に大きな影響を与えていることが明らかですし、親から子へと続く貧困の連鎖が懸念されております。

政府も子どもの貧困が社会問題になる中、生活が苦しい家庭の子どもの教育支援を柱とした子どもの貧困対策推進法を平成26年に制定しました。また県ではいち早く今年３月、子どもの貧困対策推進計画を策定し

ております。

このように、国、県が一様に子どもたちの将来が生まれ育った環境で左右されない体制、これを整備していこうとしておりますが、行政として把握しにくい子どもと貧困の課題に対して、町はどの程度状況を把握されているのでしょうか。そしてどのように対応されているのでしょうか。町の現状と今後の対策をお伺いします。

以上で登壇での質問といたします。

町

長

通告1番、細田勝治議員の大規模な自然災害についての町の減災への対応策を問う。2点目が深刻化する子どもの貧困率に対する町の対策を問うというようなことで前段、破土砂災害への対応、また2点目としまして木造住宅耐震化の進捗状況等、防災訓練の成果というようなことで、詳細まで入れますと3点ご質問を頂戴しているわけでございます。

まず大きな1点目の問題の土砂災害への対応でございますが、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のガイドラインの求めにもかかわらず、町ではその基準を策定していない。早急に判断基準を策定すべきだと考えるがなぜ策定しないのかというようなことでご質問でございます。

避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインについては、平成17年の3月に策定されたもので、あらたな気象警報等の制度や、過去の災害の教訓等を踏まえまして、平成26年9月に全面改訂がなされたものでございます。

このガイドラインは市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法を検討するに当たり、考えておくべき事項を示したものであります。

議員ご指摘のとおり、避難勧告等の判断・伝達マニュアルについては策定しておりませんが、町では風水害等の土砂災害における発令基準につきましては、町の地域防災計画、第4編「風水害対策計画」、その中の第2部「応急対策計画」、その中の第2章「応急対策活動」、第7節「避難活動」の1の「避難の勧告・指示等の基準」に定めておるものでございます。風水害等の土砂災害のおそれがあるときには、あらかじめ配備体制の設置基準により職員の動員体制を図り、国・県等からの気象情報、三保ダム等からの河川監視情報や河川の巡視等による危険情報を総合的に判断をいたし、避難勧告等の発令を行うといった判断ができる体制をとっており、そのような中で対応をしていくこととなっております。

また、伝達方法につきましても同様に、地域防災計画第2編、第2部、第2章、第6節の「避難活動」の中で、テレビ・ラジオ等の報道機

関や防災行政無線また消防団、町の広報車等の広報。また、あんしんメール等により伝達するというふうな手段をとることとなっております。

しかしながら、近年の集中豪雨や、大型台風など災害が繰り返すたびに課題となるものでございますが、避難勧告等のタイミングと住民への確実な伝達方法が重要であり、今回の国の改訂マニュアルでは、避難勧告等の発令を早目にするなど、避難に関する考え方を改めて整理するとともに、市町村が災害の種類ごとに水位や雨量の数値などを用いて判断基準を示し、避難勧告等の発令単位として市町村の面積、地形、地域の実情等に応じて、ある程度の地域区分を設定し、より危険度の高い土砂災害警戒区域等の区域区分に避難勧告等を検討するよう求めているところでございます。

そういった意味で、危険が迫る中で避難勧告等の必要性を判断し、速やかに避難勧告等の発令を行うための発令基準や、伝達方法等を前もって定めておくというようなことは重要であるわけでございます。町民も自宅と周辺にどのような災害のリスクがあるかというようなことを、自分自身で認識していただかなければならないのではないかと思いますし、過去に大井町でも住宅を建てるに非常に危険であったのではなかろうか、問題があったところが幾つかあるわけでございますが、そこも既に住宅地になっているわけでございますし、そういう点においては町もその辺のところを、一番注意深く警戒、注意体制そういう気象状況が変わった時点で、観測体制が入ったときにそういうところを注意深く監視体制を図っているというようなことでございます。

そのようなことの中で避難勧告等が発令された場合に、どのような避難行動をすべきかということについて、あらかじめ認識してもらうためにも策定するべきであると考えておるところでございますが、数値基準のみで決定するのではなく、状況を加味した中での判断が必要であるというように考えてございます。

近隣の市町でもたびたび大雨が降りますと、避難勧告を発令するわけでございますが、住民10万人規模の避難勧告を出しておきながら、10万人来られたら収容できない。今こういう茶番的なことでもいいから、総務省は、我々にやれというようなことを言っているわけでございますし、非常に雨のときに問題なのは防災無線が機能しないということですよ。音というものは、空気の振動によって伝わってきます。雨が降りますとどうしても阻害されますので、これが無理です。雨が降る中で、避難をするということは弱者にとって大きな負担でありますので、極端に

いえば避難勧告を出しても避難所に行かれる方は、ほとんどなかったというような状況にあるわけでございます。この辺のところ、また避難勧告、避難指示というような言葉を、なかなか町民の皆さん方が理解できるのかどうかというようなことでございます。過去に朝礼の中で、避難勧告と避難指示、どっちが強いんだと言いましたら、幹部クラスでも避難勧告のほうが強いんだというような捉え方をしておりました。非常にこの辺の言葉も曖昧なんです。だから避難勧告とか、避難命令といった方がわかりやすいのではないかと思いますし、この辺のところは私も国に対してもそういうようなことを申し上げ、行政も理解できないような言葉が国民に理解しろといっても無理ではないだろうかこんなところが課題であるのではないだろうか。

そんな中で、土砂災害の対応については、県では土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施いたし、土砂災害警戒区域等の指定を進めております。平成26年の広島の大規模な土砂災害を受け、平成27年1月の改正土砂災害防止法では、住民に土砂災害の危険度が十分に伝わっていないことが課題となっていたことから、基礎調査が完了した時点で、結果を公表することが義務づけられたものでございます。

今年度中には、土砂災害警戒区域の基礎調査が完了する予定でございますので、本町においても昨年度に土砂災害警戒区域の土石流が指定され、今年度末までには、急傾斜地の指定がされることが予定されております。また大雨時により河川の氾濫等の洪水、浸水が想定される河川について、浸水想定区域図においても、平成21年度に神奈川県が作成公表しており、現在見直し作業を行っておるところでございます。

いずれにいたしましても、神奈川県調査結果を踏まえ、町の安全・安心なまちづくりの推進に向けて防災関係機関との調整をいたし、基準の策定、検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

私は、最近日本人は何しろマニュアル化に少し毒され過ぎているのではなかろうか。マニュアルをつくって、それを運用するものが無責任になってしまえば、マニュアルをつくっても何ら意味がないわけでございます。国も気象庁においても警戒警報、注意報を発令してどっちかというが発令しっぱなしなんです。警報が出ててもう青空が出ているのに警報が発令されっぱなしだというのは、ある面で公的機関への追及が、災害があれば、そして事が大きければ大きいほど公的機関に、責任が追及されます。私はかえって、今、責任能力のための警報の発令だったり、勧告の発令だったりということが多いのではなかろうかと。大井町においても、どこでもそうでしょうし、いろいろ気象状況に変化がある

ときには、いわゆる観測体制に入って、注意体制に入り、そして警戒体制に入るわけございまして、警戒体制に入るときには、警戒は本部設置でございますので、職員もそれなりに配置してやらせていただくというようなことでございます。

なにはともあれ、我々は緊張感を持って絶えず臨むというようなことが大切なことでなかろうかなと思いますし、机上のいろんな決めごとばかりつくっても、それだけでできないものでございます。しかしながら大井町も地域がこれだけの面積で局地的に大雨が降ったりする場合がありますので、これは地域の皆さん方の連絡等、また我々の観測、調査等もした中できちっと対応していかなければならない。これはいつもマニュアルづくり、計画づくりよりも大変重要なことではなかろうかというそんな認識の下に、これからも対応してまいりたい、そんな考えでございます。

2点目の御質問でございますが、平成7年1月の阪神淡路大震災では、住宅等の倒壊により、多くの尊い命が犠牲になったものでございます。この災害において、建築物の被害についての建築震災調査報告書では、昭和56年度に改正された新耐震基準による建築物は、倒壊に至るような大きな被害は少なかったという結果が報告されております。こうした傾向は、平成16年の新潟県中越地震においても顕著であったことでございます。

このようなことから大規模地震による住宅等の被害を抑えるためには、新耐震基準以前の建築物についての耐震性の向上をはかることが重要であるというような認識にあるところでございます。

国においては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく基本方針の中で、建築物の耐震化率を平成15年の75%から、平成27年度までに90%を目標にしており、加えて国土強靱化アクションプラン2015においては、建築物の耐震化率を、平成32年度までに95%を目標とすることを定めておるものでございます。

神奈川県におきましても神奈川県耐震改修促進計画において、住宅の耐震化率は平成15年度に82%、平成20年度に86%という状況の中、国の目標率と同様に県内の建築物の耐震化率を平成27年度までに90%、平成32年度までに95%を目標としております。大井町における住宅の耐震化については、平成21年1月時点では、棟数における耐震化率は58.7%となっている状況でございます。

こうした耐震化率の算出については、国、また神奈川県においては、5年ごとに実施される住宅・土地統計調査をもとにした推計値でありま

すが、大井町における住宅の耐震化率は、固定資産税台帳の家屋課税データをもとに算出しているため実態に近い数値となっております。

また、現在の耐震化率は、新耐震基準前の建築物を耐震性がある住宅への建て替えや、耐震性がある新築住宅の軒数も増えたことを考慮しますと、上昇しているものと推定するものでございます。

こうした状況の中で町では、新耐震基準前の耐震性の劣る建築物を対象として、必要経費の2分の1以内を補助する耐震診断費補助や、耐震改修補助制度を創設するとともに、補助制度の情報提供や耐震診断無料相談会を開催いたし、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っているものでございます。

耐震診断費補助につきましては、平成9年度から新耐震基準導入以前の木造建築物を対象に耐震診断費の補助を行っておりますが、平成25年度に上限を2万円から4万円に増額し、制度の拡充をはかっているものでございます。

また耐震改修補助につきましては、平成25年度に創設し、耐震診断の結果、改修工事が必要と認められた木造建築物を対象に上限50万円の補助を行っているところであります。

しかしながら、補助制度につきましては、町民の方からの問い合わせがあるものの、なかなか活用までに至らないのが現状であります。理由といたしましては、新耐震基準前の建築後30年以上経過した建築物に高齢者等がお住まいで、耐震改修費用の負担が大きいことや、また、耐震改修から建てかえに方向転換されるなどの事情が考えられるものでございます。

こうした状況にある中、本年度は、新耐震基準前の建築物等を正確に把握するため、建築物耐震化調査業務委託を実施しておりますので、今後は、耐震改修補助制度の充実など建築物の耐震化を促進するための検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

続いて防災訓練の成果でございますが、8月に実施しました各自主防災組織による総合防災訓練につきましては、天候が雨天であったことから、1つの自主防災が中止したほか、訓練内容を一部縮小して実施した自主防災もあるわけでございますが、例年同様の人数で自主防災組織3,644名、消防団109名、町職員122名の3,875名の方が参加していただいたとこちらで集計しているところでございます。意外に安全・安心に対して、関心が高い割には参加者が少ないのかなと思いますし、大きな自治会でもこれだけの参加者なのかなと思うところがありますし、小さな自治会でもこんなに多く参加してくださっているのかなというようなも

のを見受けられるところが多々あるものでございます。

神奈川県西部地震を想定し、各地区一時避難場所への参集訓練や安否確認、町本部との通信訓練、また消防団の指導、協力のもとで初期消火訓練や倒壊家屋での救出、救助訓練などを実施したものでございます。

町職員の訓練につきましても、災害発生時の初動体制、応急対応等について各部ごとに訓練を実施いたし、災害時の体制の確認と検証を行ったところでございます。

そして、3年ぶり5回目となりました宿泊訓練では、大井小学校で実施いたし、関係者参加者130名で実施したものでございます。大井高校の生徒さんの災害時のトイレ、衛生関係との連携ということで、広域一般廃棄物事業協同組合からも参加をいただいたものでございます。夜間に災害が発生したことを想定とした夜間避難訓練を消防団、自衛隊の協力のもと実施したところでございます。防災関係機関との協力体制の連携強化とともに住民参加の防災意識の高揚が図られたものと考えるところでございます。

これらの訓練を通じた中で、防災意識の高揚と、それぞれの防災技術の向上が図ればいいのかと、今後も続けてまいるところでございます。

それから深刻化する子どもの貧困率への町の対応を問うというようなご質問でございます。子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等をはかるため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成25年6月19日に子どもの貧困対策の推進に関する法律が国会で成立しました。そして、翌年8月、同法に基づく子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定をなされ、基本的な方針、指標、指標の改善に向けた当面の重点施策等が定められたものでございます。

これを受けまして、本年3月、県は同法に基づく神奈川県子ども貧困対策推進計画を策定いたし、子どもの貧困対策を推進しておるものでございます。

厚生労働省が、公式発表している貧困状況にある子どもたちの割合に示す、子どもの相対的貧困率を見ますと、平成26年7月に発表された平成25年データでは、16.3%と過去最悪となっており、日本全体では人口規模で325万人ほどの子どもがおり、その6人に1人が貧困状況にあるということになるものでございます。

本町の子どもの貧困率の把握でございますが、子どもの相対的貧困率

は、厚生労働省や全国で実施している国民生活基礎調査から算出しております。都道府県や市町村別子どもの相対的貧困率は算出しておらず、本町の子どもの相対的貧困率は、定かではございません。

本町が、把握していることといたしましては、11月1日時点での生活保護受給世帯数は、96世帯144人となっております。そのうち18歳未満の児童がいる世帯と児童数は、13世帯25人でございます。総世帯数6,635世帯に対する生活保護受給率は1.4%、人口17,207人に対する生活保護受給率は0.8%、18歳未満の児童数2,980人に対する生活保護受給率は0.8%となっております。

また25人の児童のうち、高校就学年齢は5人で、うち4人が高校に在籍いたし、高校進学率は80%となっております。ただ、さまざまな理由から生活保護を受給したくても受給できずに生活している世帯もあり、低所得の中、不安を抱えながら子どもを養う日々を送っておるというような現状があるわけでございます。

貧困問題は、経済的困難だけで終わらず、子どもの健康、学力や就職にも影響すると考えられ、生まれ育った家庭と同じように経済的に困窮する貧困の連鎖を生むおそれがございます。これら貧困は、虐待やネグレクトの発生率にも関連することがわかってきております。保護者の長時間労働、子どもの発達、無力感、不十分な衣食住、親族・近隣からの孤立等により余裕がないことが原因としてあげられております。

このように多くの要因が複合的に絡み合い、経済的ハンディを背負っている子どもや家族たちを生きづらくしておるものでございます。

本町では、子どもの貧困対策に該当する既存の支援策として、児童手当、小児医療費助成事業、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成事業、特別児童扶養手当、保育料等の減免、町営住宅、就学援助といった制度やサービスを実施しておるものでございます。そして、県では生活保護、生活保護世帯を対象とした学習支援、貸付制度の福祉資金、奨学金、福祉事務所による福祉全般の相談、スクールソーシャルワーカーの相談等を行っておるものでございます。

また子どもの貧困は先ほど述べたように、虐待や不登校、非行などさまざまな問題につながるおそれがあり、子どもの将来に大きな影響を与えるため、深刻化する前に支援の手を差し伸べる必要がございます。本町では、このような問題についての発生予防から、早期発見・早期対応、切れ目のない支援のため、平成19年度に児童虐待防止のためのネットワークである、要保護児童対策地域協議会を設置いたし、児童相談所や警察、教育機関、医療機関など各関係機関との連携をし、親子への適

切な支援を実施してきました。同協議会において、取り扱った要支援児童・要保護児童といわれる児童は90名を超えます。年に4回開催している実務者会議で全てのケースの進捗状況を管理しておるものでございます。

今後も、要支援児童・要保護児童で貧困の状況にある子どもが、将来の夢や進学の希望を実現できるよう、生活保護家庭やひとり親家庭の子どもなどを対象とした制度の活用をしつつ、寄り添いながらきめ細かい支援をしてまいりたいというように思うわけでございます。

貧困の裏側には、複層にも重なった家庭事情だとか、いろんな課題がある中で、貧困というような状況があるわけでございまして、その中に行政がどこまで介入できるかというようなこともあるわけでございますが、貧困の裏側のその課題、問題を解決し得ないと表面に出ているところの生活困難、貧困という問題が、解決できないのではないかと、非常にその辺のところ、課題として奥深い課題を抱えているというようなことが実情でございまして、大変難しい問題だなと思うわけでございます。貧困の連鎖だけは防がなければならない、そんな思いを強くしている今日でございます。

6 番 御答弁、いろいろな形で、広い範囲で御答弁いただきまして、大変参考になりました。

続いて、再質問をさせていただきます。

最初に、土砂災害について、1点伺います。

国は、宅地造成と規制法という法律があるわけですが、3,000平米以上の、これは盛り土宅地ということで、自治体に対して確認を国は要請しています。これは県の調査になりますが、大井町では3カ所が確認をされております。この3カ所について、町としては御確認されているのでしょうか。お伺いします。

副 町 長 都市整備課長が欠席しておりますので、関連する答弁を私のほうでさせていただきます。

今の宅地の件ですけれども、手元にまるきり資料がございまして、私のほうで確認をしているかどうかということの御答弁ができませんので、御了承願いたいと思います。

6 番 それでは、ぜひ確認をしていただきたいと思います。

続いての質問ということになりますが、あわせて、確認をしていただいた上でひとつ御答弁の形でお願いしたいのですが、県では、この宅地に対して、崩落の危険性があるとかないとかという評価は今のところ一切来てございません。しかし、町としてその土地の代をあらわしていらっし

やる方に、危険性等のいわゆる周知をなさっていらっしゃるのかどうか、あわせてよろしくお願ひしたいなど、こんなふうに思います。

次に、先日の全協でもお話ございましたけれども、群馬県の手東村との大規模災害時における相互協定ということですね。これは町としては3カ所目になります。これは我々にとっても大変心強いことだなど、こんなふうに思います。

特に、この手東村との協定の中身を見ますと、一つに、児童・生徒の受け入れというのが出ております。これはほかの2カ所にはなかった項目でございますね。これは、災害時のときはそういう形になろうかと思うのですが、平時の場合に、せっかくの協定なものですから、これを平時のときから相互に子どもたちが交流の場を持ってもいいのではないかなと、こんなふうに思います。その辺のところのお考えはいかがでございますでしょうか。

町 長 そういうような防災協定をとりあえず結ばせていただきました。いろいろな交流をしていく必要があるんじゃないかなと思います。

過去に茂木町ともさせていただいた中で、インディ500のレースをやりました。大井町の子どもさんも御招待したいと言うので、大井町からも30名ほどの子どもたちがインディのレースを観戦させていただいたというような経緯もあろうかと思います。そのような国際レースをですね。私も、近隣の海へ子どもさんを案内することができて、また、私も東海大学の練習船に子どもたちを乗せておりますもので、そんな機会をつくったらどうかというような話も今出ているところでございます。

この辺のところは教育長がまた今後詳細に教育現場でもやり、3地域ともそんな交流を図っていく必要があるんじゃないかなと思いますし、また、東庄町はいわゆる香取神宮があったりというような、そういう歴史的なそういう神社もあるわけでございます。またそういうようなもの、いろいろ地域のよさというものがありますもので、そういうようなものをもともと続いた、また町民の続いた中で交流を図っていければいいなど、そんなことを考えておるところでございます。

6 番 この交流が活発になることによって、子どもたちの視野も広がります。大変いいことだなど、積極的に展開していただきたいなと思います。

この3カ所の提携先ですが、いずれも距離にして180、200キロ圏内ということで、大体、車のガソリンを満タンにして往復ができる距離と、こういうふうに言われておるわけですが、これは大井町が災害を受けて支援をお願いしても、あるいは提携先の自治体が大きな被害を受けて大井町から支援をするにも、かなり大きな資金的なものも必要になってくるか

など、こんなふうに思われます。そういった意味では、身の丈に合った提携先、あるいはそういう距離、こういったものも必要になろうかなと、こんなふうに思われます。

さらに大事なのは、この180キロ、200キロという圏内にあっても、そこへ物資を運ぶ、あるいは物資を運んでいただくということを考えると、その途中にいろいろな障害が多く発生するようなことがあっては身もふたもないなと、こんなふうに思われます。そういった意味で、極力そういう提携先とのルートですね。これは勘案しなきゃいけない部分だろうということで、できるだけ都内はいろんな意味で大混雑しますから、そこを迂回するような形も必要だろうし、それを含めて提携先をこれからも模索していただく、あるいは勘案していただくということが必要になってくるだろうなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

町長 いろいろな提携先があるわけですが、これから南の静岡県方面、また愛知県方面も検討した過程があるわけですが、特に東海地震においては一緒に被害を受けるというようなことで、いろんな話をしましても、お互いに、そちらは無理じゃなかろうかと。そういう中で、都内を越えるというようなことでございますが、今ではいろんな迂回の道路も非常に整備をされてまいりましたもので、都内を直線的に横断することなく行くこともできるわけでございます。いろんな形の中で検討してまいったわけでございます。

また、この3団体、4団体も、横の連携を深めて、今後も防災協定を確立していくというようなこと。また特に、このたび結びました榛東村においては、自衛隊の相馬駐屯地もあるわけございまして、大変そういう点では、そのときの自衛隊の動きというものが当然ありますけれども、心強さをひとつ感じるようなところでございます。

議員御指摘の点もいろいろ考慮しながら、今後とも連携を深めながら、一朝有事があったときはお互いに相互に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

6 番 耐震化について、お伺いいたします。

先ほど、町長の御答弁の中で、補助率の問題も出ておりました耐震改修については補助率2分の1、50万円未満ということでおっしゃっていただきました。いろいろアンケートあるいは調査等によりますと、おっしゃったように、なかなか耐震改修まで進まない。その理由は、今おっしゃったように高齢化の問題が大きな要素だと思われます。

もう一つは、耐震工事をしたいんだけど、金がかかるということです。上限が50万ということでは、2分の1の補助率ですから、100万まで

の工事という、基本的にはという形になろうかと思います。100万で改修をするという、正直、今時そんな大きなことはできません。

そこで、改修率の問題ですが、この耐震の補助額が、大きければ多いほど耐震化の率が上がっているのも事実なんです。ということで、大井町として上限を上げる、撤廃するというのはちょっとなかなか難しい面もあるかと思うんですが、50万という上限を上げていくというお考えはございませんでしょうか。

町長 いろいろ耐震に対してもそうでしょうし、確かに50万というような金額ではできないのかもしれませんが、木造住宅ですと、町でも施設を耐震診断をした経緯がございます。今、児童コミュニティをやっておりますあの施設も、耐震診断をしたところ、補強工事をしなくても済むと言われたんです、あんな古い建物で。小学校の廃材を使ってつくった建物で。いかにどうなのかといいますと、上の構造が、瓦が乗っているのかどうかとか、それから筋交いがずっと入っていればそんなに大きくかからないんじゃないかなと。特に瓦の問題が一番大きな問題じゃないかなと私は思いますもので、町として今後この制度をあれしていくのは、瓦屋根の上からアプローチしていくことが一番簡単じゃないかなと思っているんです。そういうようなことをやらせていただきたいと思います。

しかしながら、住宅は個人の資産でございますもので、これ以上、上限を上げていくのはどうなのかなと。今度は、言えば定住促進で、大井町に家をつくるのだったら50万やれ、100万やれという話にもなっていくわけでございますし、町がどこまでやればいいのかというような判断の中でこの数字も出ささせていただいたものでございますし、個人の所有財産にどこまでかけていけばいいのかというようなことになりますもので、この辺のところは、時代の流れと、また状況等により判断をさせていただくというようなことで御理解をいただきたいと思います。

6 番 それでは、耐震化について、もう一点伺います。

税務課長にお伺いしたほうがよろしいでしょうか。12月1日に発行された広報おおいに、お知らせ版、既存住宅の各改修工事に伴う固定資産税の減額措置という、こういう告知がありました。この中で、耐震改修工事、今年度中に終了したものは、来年の固定資産税が2分の1に減額されるという項目が載っておりましたけれども、この減額措置ということはどういう目的でおやりになるのか、ちょっとお伺いいたします。

税 務 課 長 12月1日号の広報に掲載させていただきました、既存住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額措置でございますけれども、法的な根拠につきましては、耐震改修促進法に基づいて、平成18年度の税制改正において新た

に創設されたものでございます。目的につきましては、地震に対する建築物の安全性の向上、倒壊家屋等の被害から生命・身体・財産の保護というふうな観点から、建築物の耐震改修の促進の一環として固定資産税の減額を図るというふうなものでございます。以上です。

- 6 番 よくわかりました。改修促進の一環として、固定資産税の減額措置がされたということですね。ぜひ応募者というか、申告者が大勢いらっしゃるといいなと思います。

最後に一つだけ伺いたいのですが、子どもの貧困化に対しての点です。

町では、これは果たして目的がいいのかどうかわかりませんが、町の対策として奨学金制度というのがございます。これは1市5町の状況を見てみますと、大井町の制度は非常に私はすぐれている内容だと思うんです。それを思い切って今、貸与の形になっておりますが、いろんなことを改善されて、思い切って貸与を外すということは全然お考えになっていないのかどうか。これはぜひ、いわゆる貧困化の子どもたちということも含めて、対象にした形も含めて検討していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

- 町 長 貧困化の問題と奨学金の問題は、私はまた異なるんじゃないかなと思います。大井町の奨学金制度も、私はまだまだ稚拙なようなものだというような判断をしております。しかしながら、もう少し高度なものに変えろというようなことで、変えて、現状あるんですけども、細田議員のおっしゃるような点も含めて考えたんですけど、私が考えているのは、貸与でいいと。しかしながらそれによって勉強して、博士号を取ったとかということであれば免除してもいいとか、そういうような細かい制度を設けたほうがいいんじゃないかなと思いますし、また、その奨学金を使って、その人がどういうような人生を、極端に言えば無償、返還をさせなくても、その人間が立派な人間になればいいけど、もし犯罪をおかすようなことになれば返してもらったほうがよかったんじゃないかというようなことになりますので、今後は、成果主義で貸与する、場合によっては返済してもら、場合によっては貸与というような、あくまでも貸与の中でもそういうような判断ができるものも必要じゃないかなと思いますし、今の奨学金ですと、高校から大学までどうかなというようなものでございますので、今の奨学金であれば、いいものだったら大学院までくらいにしておいて、博士課程くらいとれるくらい奨学金を支給するというようなことも、大変私は必要じゃないかなというように思いますし、また何らかの方法を考えることが必要じゃないかな。今、高校生におい

ても3年の3学期になって退学したり、この間も神奈川大学の先生に聞いたら、3年まで修業しても学位が続かなくて4年で退学すると、そういうことがないような制度づくりというのは、町・国・県もあわせてやる必要があるんじゃないかと、そんな認識でございます。

6 番 ありがとうございます。

副 町 長 すみません、先ほどの細田議員の最初の盛土造成地の関係で資料が手元にきましたので、うちの取り組みといいますか、現状だけをちょっとお伝えしたいと思います。

柳に2カ所、それから篠窪1カ所、5月1日の町の広報お知らせ版で一応周知は見れるという、ここにこういうものが見れるという周知はしたんですけれども、特に住民説明会等はありませんので、これから様子を見て、個別に必要ながあれば周辺にもう少し周知をお願いします。

議 長 以上で6番議員 細田勝治君の一般質問を終わります。ここで休憩いたします。再開は10時40分です。よろしくお願いします。